

「緑化フェンス」や「駐車場緑地帯」を新たに追加し、使いやすくなりました

昭和町生け垣等推進に関する 補助制度のご案内

昭和町では、町民の皆様の健康で文化的な生活を確保し、
緑あふれるまちづくりを推進するため、
「昭和町生け垣等推進に関する補助金交付要綱」を策定し、
民有地の生け垣や緑化フェンス、駐車場緑地帯の
設置費用の一部を補助します。

ぜひご活用いただき、
緑のまちづくりに
ご協力ください。



◆お問い合わせ先◆

昭和町役場 都市整備課 都市整備係(役場庁舎 2階)

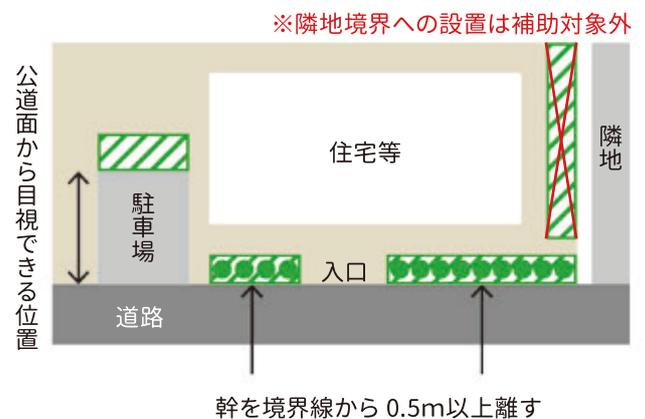
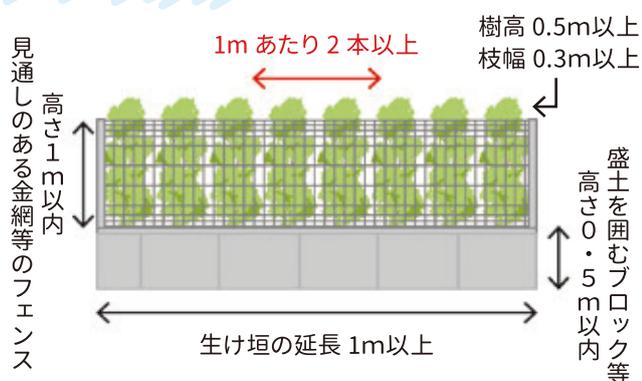
〒409-3880 山梨県中巨摩郡昭和町押越 542-2

電話：055-275-8413 FAX：055-275-5250

生け垣

- ①生け垣は、公道に面した部分の延長が1メートル以上であること。
- ②樹高は0.5メートル以上で枝幅は0.3メートル以上であること。
- ③樹木の間隔は1メートルあたり2本以上とすること。
- ④樹木の幹は、道水路の境界からおおむね0.5メートル以上離すこと。
- ⑤植栽地の盛土を囲む場合は、その高さは道路面から0.5メートル以下とすること。
- ⑥補助対象となる範囲は、奥行きで公道からおおむね2メートル以内とすること。
- ⑦見通しのある金網等のフェンスの内側への生け垣設置は補助対象とし、その高さは1メートル以内とすること。など

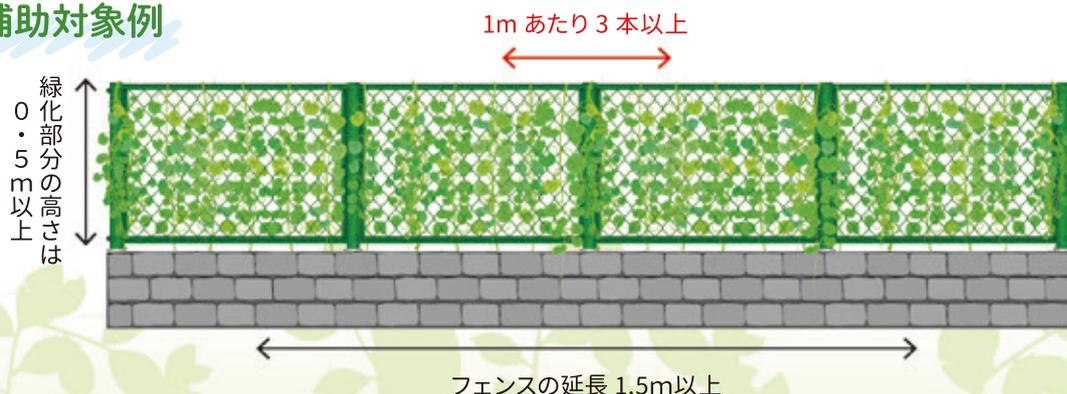
●補助対象例



緑化フェンス

- ①新たにつる性植物が張り付くのに適した構造を持つ金網等のフェンスを設置又は既に設置されているフェンスがつる性植物(1年草を除く)で緑化されていること。
- ②緑化フェンスは、公道に面したフェンスの延長が1.5メートル以上であること。
- ③つる性植物の間隔は1メートルあたり3本以上とし、フェンスの前面を緑化するように植栽されたものであること。
- ④緑化部分の高さは0.5メートル以上であること。

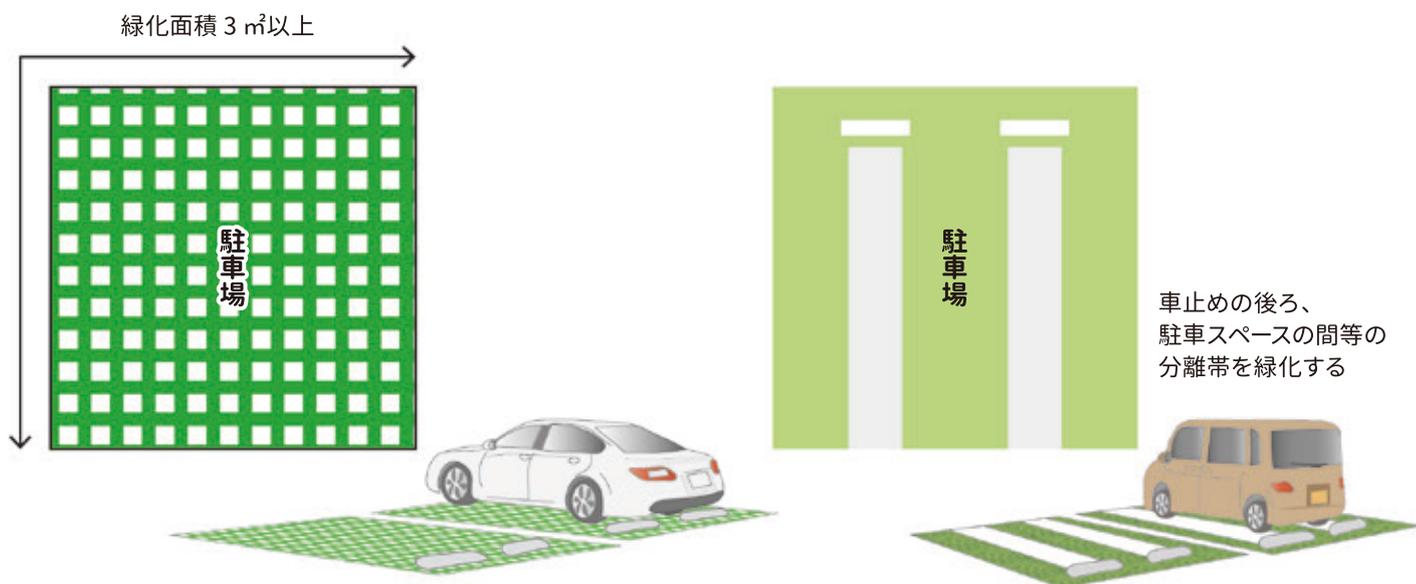
●補助対象例



駐車場緑地帯

- ①駐車場の緑地面積が3平方メートル以上であること。
- ②緑化部分が公道面から目視することができる位置にあること。また、公道面から目視できる範囲に樹木を設置する場合は、樹木の前面に遮蔽するものを設置しないこと。
- ③車止めの後ろ、駐車スペースの間等の分離帯など植物が長期にわたり生育することが可能な場所を緑化すること。

●補助対象例



補助金の額

区分	対象経費	補助金額(補助率は3分の2)
生け垣	生け垣の設置	延長1mにつき15,000円を乗じた額
	ブロック塀等の撤去	延長1mにつき9,000円を乗じた額
	盛土を囲む経費	延長1mにつき6,000円を乗じた額
緑化フェンス	フェンスの設置	延長1mにつき10,000円を乗じた額
	フェンスの緑化	延長1mにつき2,000円を乗じた額
	ブロック塀等の撤去	延長1mにつき9,000円を乗じた額
駐車場緑地帯	駐車場の緑化	面積1㎡につき10,000円を乗じた額
備考	1. 経費(業者見積金額)と上記の補助金額を比較して少ない金額とする。 2. 補助金額には補助率を乗じて計算する。 (生け垣延長10mの場合: $15,000 \text{円} \times 10\text{m} \times 2/3 = 100,000 \text{円}$) 3. 補助金の上限額は30万円とする。複数の区分の工事を同時に行った場合は、合算して30万円までとする。	

申請手続きの流れ

申請者

町

1 事前相談 申請者が町へ事前相談をおこなう

2 事前調査 町が補助対象となるか調査・判定する

3 交付申請 補助対象となる場合、申請者が町へ補助金交付申請書を提出する

4 交付決定 町が申請書の内容を調査・確認・審査し、申請者へ交付決定通知書を送付する

5 工事着手～工事完了 申請者が契約締結した請負業者等により、緑化工事に着手・完了まで行う

6 工事代金支払い 申請者が請負業者へ工事代金を支払う

7 完了実績報告 申請者が町へ補助金完了実績報告書を提出する

8 補助金額の確定 町が報告書の内容を調査・確認・審査し、補助金交付額確定通知書を申請者へ送付する

9 補助金の請求 申請者が町へ補助金支払請求書を提出する

10 補助金の支払い 町が申請者の指定口座へ補助金を振込する